

第65回千葉市放置自動車廃物判定委員会

1 日 時：平成26年11月5日（水） 午後3時00分～午後4時00分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター4階 41会議室

3 出席者：（委員）

大野委員長、本間副委員長、坂尾委員、
鳥山委員、向後委員、杉本委員、湯浅委員

（事務局）

千葉県警察本部警務部 千葉市警察部企画調整課：小川警部補
収集業務課：小池課長、石井事業系廃棄物係長、遠田主事
維持管理課：寒河江主査、上林主任主事
花見川・稲毛土木事務所管理課：石橋課長、渡邊主事
中央・美浜土木事務所管理課：蜂谷課長、松山主事

（傍聴人） 0人

※委員全員が出席したため、本委員会は成立

4 議 題

- （1）議事録署名人の選出
- （2）前回判定委員会審議物件の処理経過について
- （3）廃物判定にかかる審議
 - ・第1号議案（1件）
 - ・第2号議案（1件）
- （6）その他

5 議事の概要

- （1）議事録署名人の選出
委員の互選により、大野委員長が議事録署名人に選任された。
- （2）前回判定委員会審議物件の処理経過について
遠田主事から第64回廃物判定委員会において審議された物件の処理経過の報告があった。
- （3）廃物判定にかかる審議
第1号議案（1件）について、審議がされ、廃物として承認された。
第2号議案（1件）について、審議がされ、廃物として判定された。
- （4）その他
次回の廃物判定委員会の開催時期について説明があった。

6 会議経過

整理番号 20123002

花見川・稲毛土木事務所管理課、渡邊主事が通報・発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

「ただいまの説明について、ご意見・質問はありますか？」と委員長が発言。

「南京錠を付けてあったということですが、ある時期から外されているということで、まったくノータッチではないと思うが、荷物置き場として使っていたということはありませんか？」と鳥山委員が質問。

「可能性はあります。」と事務局が回答。

「中にあったのがプラケースということですが、その中には何かあったのですか？」と鳥山委員が質問。

「特にありませんでした。」と事務局が回答。

「段ボールの中はどうか？」と鳥山委員が質問。

「段ボールの中は調査していません。」と事務局が回答。

「他に何かありますか？」と委員長が発言。

「放置場所が道路となっているが、現状で道路には見えない。どういう位置づけの道路なのですか？」と湯浅委員が質問。

「千葉市で認定のかかっている道路となっておりますが、現在まだ未供用の道路ということになっています。道路という分類ですが供用はされていなく、見た目は森の中にのように見えてしまってます。」と事務局が回答。

「底地は千葉市ですか？」と湯浅委員が質問。

「そうです。」と事務局が回答。

「行政区分は何ですか？道路敷地ですか？」と湯浅委員が質問。

「道路敷地です。」と事務局が回答。

「普通財産でなく行政財産ですか？」と湯浅委員が質問。

「そうです。」と事務局が回答。

「周辺は農地ですよね。農地の使用者と関係はあるのでしょうか？」と坂尾委員が質問。

「農地との関連性は見受けられないが、その地域に浮浪者がいるという情報があったので、必ずしも所有者がこの車を使っていたとは限らないと思います。」と事務局が回答。

「農具を取りに行くとかそういう意味で所有者が使っているようには見受けられないということですね？」と坂尾委員が質問。

「そうです。」と事務局が回答。

「他には何かありますか？」と委員長が発言。

「写真の車の状態からいっても、車台番号もわからない状態で持ち主もわからず、これ以上の追及ができないのであれば、この件につきまして廃物として承認してよろしいですか？」と委員長が発言。

各委員異議なく、廃物として承認された。

整理番号 20141002

中央・美浜土木事務所管理課、松山主事が通報・発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明した。

「ただいまの説明について、ご意見・質問はありますか？」と委員長が発言。

「完全に捨てようという意思がありますよね。」と杉本委員が発言。

「車検切れが平成18年で、7、8年前に居なくなったということですから、ちょうど車検が切れた時期に居なくなったってことで、時期はあいますね。」と委員長が発言。

「帰国している可能性が高いということでしょうか。」と鳥山委員が発言。

「帰国しているか、強制送還の可能性あります。」と事務局が回答。

「国籍はおおよそわからないですか？」と鳥山委員が質問。

「字体、名前の表記ではモハメドと読める部分があり、中東の方ではないかというくらいしかわかりません。」と事務局が回答。

「近隣の方もどこの国の人とかわからないですか。」と杉本委員が質問。

「以前から住んでいたかどうかもわからないという状態でした。」と事務局が回答。

「18年に車検が切れていますが、それ以降は使用した形跡は無いということですかね。7、8年そこに置かれているのだとしたら、近所の人はどういう状況で何年くらい置かれているかがわかるのではないのでしょうか。」と湯浅委員が発言。

「後ろだけ車が汚れていますね。ずっとここにあったのですかね。後ろの汚れからしばらくほっとかれたっていうのは明らかですね。」と鳥山委員が発言。

「市民の通報ですか？」と本間委員が質問。

「近隣から警察に通報があったようです。ただ通行上の支障がなかったのも、今まで連絡・通報がなかったのかもしれない。」と事務局が回答。

「こういう止め方しませんよね。こんなぎりぎりに止めたらドアも開けられないし、本当にここに置いて行こうというような考え方ですよ。」と委員長が発言。

「外人とかですと、一部横のつながりがあったりして、例えば使わなくなった車を、他人に乗っていいよということが結構ある。車検とかそういうのは全く無視する。最終的にはもういらなくなってこういう形になることがある。その可能性もあるのではないですかね。」と坂尾委員が発言。

「捕まることは考えてないのですかね。オーバーステイとかで自分の身が危なくなるとか。」と杉本委員が発言。

「そこまで考えていない人が結構います。」と坂尾委員が発言。

「所有者の追及がこれ以上できないのと、状態としてはおそらく半年以上経過しているのであろうと思いますが、追及ができないのであれば、特別こうしたらという意見がなければ、廃物と判定するしかないのかなと思います。」と委員長が発言。

各委員意義はなく、廃物として判定された。

問い合わせ先 千葉市環境局資源循環部収集業務課
TEL 043(245)5248
FAX 043(245)5477